

○加須市障害者自動車改造費補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 23 日

告示第 56 号

改正 平成 25 年 4 月 1 日告示第 110 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、自らが所有し運転する自動車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車をいう。以下同じ。）の一部を改造しようとする障害者に対し、補助金を交付することにより、障害者の社会復帰の促進を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、自動車の一部を自ら運転できるように改造を実施する者で、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 市内に住所を有し、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度（昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知及び昭和 50 年障福第 719 号埼玉県生活福祉部長通知）による療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者

(2) 自動車の改造を補助する月の属する年の前年に係る各種所得控除後の所得税課税所得金額が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(3) 当該改造自動車を使用することにより、就労等の機会が拡大すると認められる者

(平成 25 告示 110 ・一部改正)

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、自動車の操向装置及び駆動装置の改造に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は前条に定める経費の額とし、10万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者自動車改造費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 改造に要する経費の見積書の写し

(3) 運転免許証の写し

(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び診断書又は特定疾患医療受給者証等の写し

(5) 自動車検査証の写し

(平成25告示110・一部改正)

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、その結果を障害者自動車改造費補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、自動車の改造が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、障害者自動車改造費補助金交付請求書（様式第4号）に領収書の写しを添えて市長に請求しなければならない。

(返還)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すとともに、その者から既に交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(台帳)

第9条 市長は、補助対象者に係る障害者自動車改造費補助金受給者台帳（様式第5号）を整備するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の加須市障害者自動車改造費補助金交付要綱（平成8年加須市告示第41号）、騎西町身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱（平成18年騎西町告示第117号）、北川辺町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱（平成18年北川辺町要綱第248号）又は大利根町身体障害者自動車改造費補助金交付要綱（平成6年大利根町訓令第3号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年告示第110号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

障害者自動車改造費補助金交付申請書

年 月 日

加須市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号



自動車改造費補助金の交付を受けたいので、加須市障害者自動車改造費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助金の交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 改造に要する経費の見積書の写し
- (3) 運転免許証の写し
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び診断書又は特定疾患医療受給者証等の写し
- (5) 自動車検査証の写し

様式第2号(第5条関係)

事業計画書

障害者氏名	(年 月 日生) 歳			
障害者手帳 の 内 容	年 月 日交付 第 号 障害名又は難病等病名 (級)			
就労の状況	職 業			就業中・就業予定
	勤 務 先 (予定)			
改 造 及 び 利 用 目 的				
改造の内容	車 種 及 び 排 気 量	cc		
	登 録 番 号			
	取 得 (予 定) 年 月 日	年 月 日		
	改 造 経 費 (見 込) 額	円		
	改造箇所			
運転免許の 内 容	免 許 証 番 号	第 号	種類	
	取 得 年 月 日	年 月 日		
改 造 業 者	住 所 又 は 所 在 地			
	名 称			
そ の 他				

様式第3号(第6条関係)

障害者自動車改造費補助金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

加須市長 

年 月 日付けで申請のあった加須市障害者自動車改造費補助金について、加須市障害者自動車改造費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 不交付
(理由)

様式第4号(第7条関係)

障害者自動車改造費補助金交付請求書

年 月 日

加須市長 様

住所

氏名



年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた自動車改造費補助金について、自動車の改造が完了したので、加須市障害者自動車改造費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

1 補助金の交付決定額 金 円

2 請求金額 金 円

3 添付書類
領収書の写し

4 振込先口座

金融機関名	銀行・農協	本店・支店・出張所
口座の種類 口座番号	普通 当座	
フリガナ 口座名義人		

様式第5号(第9条関係)

障害者自動車改造費補助金受給者台帳

番 号	氏 名	手 帳 番 号	住 所	対 象 経 費	補 助 金 額	支 払 日

様式第 1 号（第 5 条関係）

（平成 2 5 告示 1 1 0 ・ 一部改正）

様式第 2 号（第 5 条関係）

（平成 2 5 告示 1 1 0 ・ 一部改正）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）